適格法人であることにつき農業委員会が証明したものとする。」に改め、同項第二号中「農地法」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法」に改め、同条第四項中「特定農業生産法人（以下この条において「特定農業生産法人」という。）」を「農業生産法人で政令で定めるもの」に、「すべて」を「全て」に改め、第七項中「附則第三十六条第六項」の下に「（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「、同項」を「、改正法附則第三十六条第六項」に、「地上権等（以下この条において「地上権等」という。）の設定」を「地上権等の設定（以下この項及び次項第三号において「地上権等の設定」という。）」に、「同項の」を「改正法附則第三十六条第六項の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　申請者の氏名及び住所

附則第二十八条第七項第三号中「当該特定農業生産法人」を「改正法附則第三十六条第四項に規定する特定農地所有適格法人（以下この条において「特定農地所有適格法人」という。）」に改め、同条第十項中「附則第三十六条第七項」の下に「（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「提出する同項」を「提出する改正法附則第三十六条第七項」に改め、同条第十一項中「附則第三十六条第八項」の下に「（同条第十二項において準用する場合を含む。第十三項及び第十五項において同じ。）」を加え、同条第十二項中「により地上権等」を「により同条第六項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利（以下この項及び次項において「地上権等」という。）」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十三項中「まで」の下に「（同項の規定を同条第十二項において準用する場合を含む。第十五項において同じ。）」を加え、同条第十四項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第十九項中「同条第三項に規定する特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第二十項中「特定農業生産法人に」を「特定農地所有適格法人に」に改め、同項第一号中「、同項」を「、同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第二号中「同項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人に」を「特定農地所有適格法人に」に改め、同項第一号中「平成七年改正法附則第三十六条第三項」を「同項」に、「同項に」を「平成七年改正法附則第三十六条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第二号中「同項に」を「同条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第二十二項中「特定農業生産法人に」を「特定農地所有適格法人に」に改め、同項各号中「同項に」を「同条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第二十四項第一号中「。以下この号において「平成七年改正法」という。」を削り、「地上権等が設定されている」を「地上権等の設定がされている」に、「当該地上権等」を「同項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利」に、「平成七年改正法附則第三十六条第六項」を「同項」に改め、同項第二号及び第三号中「地上権等が設定されている」を「地上権等の設定がされている」に、「当該地上権等」を「同項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利」に改める。

第四条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第三項中「すべてに」を「全てに」に、「（農地法」を「（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法」に、「）第二条第三項」を「。以下この項において「旧農地法」という。）第二条第三項」に、「第二十四項」を「以下この項及び第二十四項に規定する政令で定める農地所有適格法人は、第一号及び第二号中「農業生産法人」とあるのを「農地所有適格法人」と、第三号中「農業生産法人の旧農地法第二条第三項第二号ニ」とあるのを「農地所有適格法人の農地法第二条第三項第二号ホ」と、同号イ(1)中「旧農地法」とあるのを「農地法」と、同号ロ(1)中「旧農地法」とあるのを「農地法」と、同号ロ(1)(i)中「同条第三項第二号」とあるのを「同条第三項第三号」と読み替えた場合における当該要件の全てに該当する農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。）であることにつき農業委員会が証明したものとする」に改め、同項第一号イ中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に、「認定農業生産法人」を「認定法人」に改め、同項第二号中「認定農業生産法人」を「認定法人」に改め、同号イ中「認定農業生産法人の組合員」を「認定法人の組合員」に、「すべて」を「全て」に改め、同号イ(1)中「認定農業生産法人」を「認定法人」に、「農地法」を「旧農地法」に改め、同号イ(2)中「認定農業生産法人」を「認定法人」に改め、同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ(1)中「農地法」を「旧農地法」に改め、同条第四項中「特定農業生産法人（以下この条」を「旧特定農業生産法人（第七項」に、「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人に、「同項の」を「同条第三項の」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項第二号中「認定農業生産法人」を「認定法人」に、「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第四号中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第七項中「）のすべて」を「）の全て」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に、「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同項第二号及び第三号中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同項第四号及び同条第十一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十六項中「特定農業生産法人は」を「特定農地所有適格法人は」に、「特定農業生産法人と」を「特定農地所有適格法人（同条第四項に規定する特定農地所有適格法人をいう。以下この条において同じ。）と」に改め、同条第十九項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第二十項中「地上権等（以下この条において「地上権等」という。）の設定」を「地上権等の設定」に改め、同条第二十四項中「により地上権等」を「により同条第十項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利（以下この項及び次項において「地上権等」という。）」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第三十二項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「が平成十七年改正法附則第五十五条第三項」を「が同項」に、「受贈者（同条第七項」を「受贈者（平成十七年改正法附則第五十五条第七項」に、「同項に」を「平成十七年改正法附則第五十五条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第二号中「同項に」を「同条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第三十三項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「同条第三項に」を「同条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第三号中「同項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第三十四項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「同条第三項に」を「同条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第三号中「同項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第三十五項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「同条第三項に」を「同条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第二号中「同項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第三十六項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「同条第三項に」を「同条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第二号中「同項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第三十七項中「引き続き特定農業生産法人」を「引き続き特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「同条第三項に」を「同条第四項に」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第二号中「同項」を「同条第四項」に、「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第三十九項中「引き続き特定農業